

関 連 用 語 解 説

【ア行】

雨水浸透ます

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填したもので、雨水を地中にしみ込みやすくする。(新たな「横浜市環境管理計画(2011(平成23)年4月)」から引用)

雨水調整池

台風や集中豪雨などで河川の水位が上昇したとき、河川に流れ込む雨水を調整するための施設のこと。

雨水貯留施設

地下空間等を利用し、市街地に降った雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出抑制を図る施設のこと。

液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象のこと。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。(「横浜市住生活基本計画(2012(平成24)年3月)」(横浜市建築局))

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。

【カ行】

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響

であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。(「横浜市環境管理計画(2015(平成27)年1月)」(横浜市環境創造局))

幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つともに、都市の骨格を形成する。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

旧東海道

1601(慶長6)年に、徳川家康により江戸・日本橋から京都・三条大橋間において街道の両側には松を植樹し、一里塚を築き、宿駅を設置するなどして整備された約500km、53の宿を持つ街道のこと。

旧舞岡リサーチパーク第2期地区

1985(昭和60)年に開設した市営地下鉄舞岡駅周辺において、バイオを中心とした先端産業拠点を形成することを目的に「舞岡リサーチパーク構想」を打ち出し、舞岡駅北側の約9ヘクタールにおいて、共同施行の土地区画整理事業を実施、横浜市立大学木原生物学研究所を核としたバイオテクノロジー等の先端技術産業施設の集積を図つ

た。(舞岡リサーチパーク第1期地区)

旧舞岡リサーチパーク第2期地区は、第1期地区に隣接した神奈川県所有の用地(約15.7ヘクタール)について、先端産業施設の集積を目的に平成7年に横浜市土地開発公社が取得し、土地地区画整理事業の検討を進めていた地区。民間企業等の誘致が困難となっていたことから、2013(平成25)年6月に当初の計画を大幅に見直し、市民利用を前提とした土地利用を図ることとし、本市が土地開発公社から用地を引継いだ。

狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

狭あい道路整備促進路線

幅員4メートル未満の狭あい道路のうち、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークが形成されるように、横浜市が「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭あい道路拡幅整備事業により、後退した用地における門・塀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

緊急輸送路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

区民意識調査

区民の皆様の多様なニーズやライフスタイルに応え、的確な施策を展開していくために、3年に一度戸塚区で実施している調査のこと。この調査では、様々な分野において、区民の皆様が日常生活の中で感じていることについてアンケートを実施している。

区民活動センター

市民活動・生涯学習活動・ボランティア活動などの拠点として地域の皆様の活動を応援していく

施設のこと。

建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束(協定)」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっているもの。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。「いちからつくる建築協定(2014(平成26)年5月)」(横浜市都市整備局)参考)

広域避難場所

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

公開空地

横浜市市街地環境設計制度によって設けられる敷地内の歩道や広場のこと。一般の人が通常自由に通行又は利用(占用的利用は除く。)できるものとし、原則として終日一般に開放できるものとする。「横浜市市街地環境設計制度(2015(平成27)年4月)」(横浜市建築局)

公共公益施設

道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設及び学校等の教育施設、病院等の医療施設、集会所等のコミュニティ施設、官公庁施設のこと。

高水敷

複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のこと。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されているが、大きな洪水のときには水につかってしまう。

洪水調節施設

洪水調整とは、一時的に洪水流量の一部を貯めることをいい、下流の河道に流れる流量を減少させることをいう。洪水調節施設とはそのための施設のこと。洪水調節用ダム、調整池、遊水地

などが該当する。

高速道路

高速自動車国道法及び国土開発幹線自動車建設法に規定する道路で東名高速、東北自動車道など広域な自動車専用道路のこと。

交通結節拠点

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のこと。ハブとも呼ばれる。（「都市と交通」（社団法人 日本交通計画協会）資料を基に戸塚区が編集）

国勢調査

我が国に住んでいる全ての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われます。国勢調査の結果は、衆議院の小選挙区の画定基準、地方交付税の算定基準など、多くの法令でその利用が明記されています。また、国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に利用されるのみならず、学術、教育、民間など各方面で広く利用されています。

コミュニティ

生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。

（「地域コミュニティの現状と問題（2007（平成 19）年 2 月 7 日）」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料）

【サ行】

再生可能エネルギー

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年 1 月）」（横浜市環

境創造局）

市街化調整区域

都市計画法第 7 条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園・広場・街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。

市民の森

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市市民の森設置事業実施要綱に基づき、おおむね 2 ヘクタール以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則 10 年間以上の市民の森契約を結び、広場、散歩道、ベンチなど簡易な施設整備を行い、市民に憩いの場を提供するもの。散策路や広場の清掃・パトロールなど通常の管理は、地域の「市民の森愛護会」が行い、所有者には奨励金を交付している。

集約型都市構造

人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約などの都市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じ、都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市の構造。これにより、にぎわいがあり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備を実現することを目標とする。

（「2007（平成 19）年度版国土交通白書」（国土交通省））

主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路（地域道路）のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路

同士を結ぶ道路のこと。

循環型社会

雨水の地中かん養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指す。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年 1 月）」（横浜市環境創造局））

少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

浸水想定区域

水防法により、住民の人命を守るための避難計画等の目安となるハザードマップを作成するため、洪水、内水、高潮により浸水被害が想定される区域のこと。

3 R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。

（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン～」（2011（平成 23）年 1 月）（横浜市資源循環局））

成熟社会

量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する社会のこと。（「成熟社会の地域開発」「成熟社会における農的市民像」）

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在

する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる 3 つのレベルの多様性により捉えられる。（「横浜市環境管理計画（2015（平成 27）年 1 月）」（横浜市環境創造局））

【夕行】

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、及び多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。（「横浜市水と緑の基本計画（2016（平成 28）年 6 月）」（横浜市環境創造局政策課））

地域福祉保健計画

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地域まちづくり推進条例

市民と市が協働して行う地域まちづくりの理念や市民と市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続きや、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として平成 17 年 2 月 25 日に公布され、平成 17 年 10 月

1日に施行された条例のこと。

地域まちづくりルール

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

昼夜間人口比率

昼間人口の夜間人口に対する割合のこと。昼夜間人口比率＝（昼間人口÷夜間人口）×100で算出。昼間人口（従業地・通学地による人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、「昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口」により求めることができる。夜間人口とは常住地による人口のことであり、国勢調査時に調査の地域に常住している人口のことをいう。

低層住宅

主に一、二階建ての住宅のこと。三階建て住宅も含める場合がある。

低炭素型社会

地球温暖化の一因である二酸化炭素の少ない社会のこと。炭素削減は世界的に急務の課題であり、具体的な取組として、国民一人ひとりに省エネ製品の選択や、国家規模で再生可能エネルギーへの移行などが挙げられる。（「次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト『スマートコミュニティ』（2014（平成26）年1月）」（資源エネルギー庁））

低炭素型都市づくり・まちづくり

地球温暖化対策の観点から、中長期の温室効果ガス排出量を大幅に削減するための対策を講ずる都市づくり（まちづくり）のこと。そのためには、我が国の経済社会構造を変革し、低炭素社会を実現することが必要である。都市・地域においても、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や、未利用エネルギーの活用、緑地の保全や風の通り道の確保などの自然資本の活用等、都市・地域の構造そのものに影響を与える面的な対策を実施することにより、それぞれの地域の特色を生かした低炭素型の地域づくりを進めることが求められている。

道路交通調査（道路交通センサス）

正式名称を「全国道路・街路交通情勢調査」といい、日本全国の道路と道路交通の利用実態を把握し、道路の計画や、建設、管理などについての基礎資料を得ることを目的として、全国的に実施している統計調査のこと。

平成27年度調査から呼称が「道路交通センサス」から「道路交通調査」に改められた。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全し、都市計画に位置付ける地域地区のこと。

都市型住宅（住居）

敷地を有効に活用した中高層集合住宅。店舗やオフィスとの複合的な集合住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的な生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。

（「横浜市都市計画マスタープラン全体構想（2013年（平成25年）3月）」（横浜市都市整備局）参考）

都市基盤施設

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設のうち公園、下水道管きよ、道路、水道管、ごみ処理施設等のこと。（財政局公共施設・事業調整課、公共施設管理基本方針参照）

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に従い定められたもののこと。都市内の限られた土地を有効に配分し、住宅や商業施設、工場などの建築敷地、道路や鉄道などの基盤施設用地、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするもの。

都市計画道路

都市計画法第11条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて神奈川県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、

この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。

戸塚宿

慶長9年（1604年）に成立し日本橋から数えて5番目の宿場町。朝江戸を発った当時の旅人の一番目の宿泊地として最適であり、更に鎌倉への遊山の道、大山参詣の道の分岐の宿として大変な賑わいを見せた。

戸塚宿は、2つの見付跡に挟まれた約2.3kmの範囲とされており、今も戸塚区の中心地として賑わっている。

【ナ行】

内陸南部工業集積地域

戸塚区内の柏尾川などの川沿いに広がる工業集積地域のこと。工業集積地域とは、工業集積度が高く、今後とも都市機能と調和を図りつつ工業集積の維持・高度化を目指す地域である。準工業地域、工業地域、工業専用地域の各一部からなる。

農業専用地区

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市独自の制度として市長が指定した地区のこと。農業振興地域を中心に、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積10ヘクタール以上の地区を指定。

法面緑化

切土や盛土によって造られた傾斜地の斜面部分に植物を生育させ、雨水による浸食の防止、地表面の温度変化の緩和すること。

【ハ行】

ハザードマップ

災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。（「大辞泉第二版（2012（平成24）年11月）」（小学館））

バリアフリー化

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。（「横浜都市交通計画（2008（平成20）年3月）」（横浜市都市整備局））

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。（「風致地区の手引き（2014（平成26）年4月）」（横浜市建築局））

【マ行】

街づくり協議地区

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市長が協議が必要と認め指定した地区のこと。指定した地区において、指針を定め、市民の協力のもとに街づくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導している。

水辺拠点

周辺環境や地域と調和し、市民が親しめるように護岸や河道の形態を工夫した水辺と河川沿いの一定の空地に親水性及び生態系に配慮した水辺のこと。

緑の10大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の10箇所がある。

【ヤ行】

横浜環状道路

横浜市の骨格となる自動車専用道路のこと。横浜の都心から半径10～15kmを環状に結ぶ計画で、2014（平成26）年現在は南線（横浜横須賀道路釜利谷ジャンクション～（仮称）戸塚インターチェンジ）・北線（横浜港北ジャンクション～横浜羽田空港線生麦ジャンクション）・北西線（東名高速道路横浜青葉インターチェンジ・ジャンクション～横浜港北ジャンクション）が事業中となっている。また、西側区間については、事業中の路線の進捗状況を見ながら検討を進めることとしている。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から300平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

平成 28 年 12 月発行

横浜市戸塚区区政推進課

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17

Tel : 045-866-8327 FAX : 045-862-3054

E-Mail : to-machirule@city.yokohama.jp

横浜市都市整備局地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

Tel : 045-671-2696 FAX : 045-663-8641

E-Mail : tb-chiikimachika@city.yokohama.jp

ウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/tosimasu.html>